

# 岐阜県クラシックギター協会 規約(2025年12月20日改定)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本協会は、クラシックギター音楽のよさを共有し合い、互いの音楽性の向上を目指すとともに、その普及・発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第2条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流、発展を図るための演奏会。
- (2) 会員の音楽性の向上のための研修会、講習会。
- (3) 会員の拡充、愛好者の増大、次世代愛好家の養成など、ギター音楽の普及。
- (4) 本協会の活動や会員の活躍ぶりなどの広報。
- (5) 会報の発行など会員相互の情報交換。
- (6) その他、第1条に示した目的を達成するための事業。

### (名称)

第3条 本協会は、岐阜県クラシックギター協会と称する。

2 本協会の通称を、岐阜ギター協会とする。

### (所在地および事務所)

第4条 本協会の所在地および事務所は、会長の自宅内に置く。

## 第2章 会員

### (会員の責務)

第5条 本協会に入会した会員は、次に示す責務を負う。

- (1) 本協会の目的に賛同し、その諸事業に理解し協力すること。
- (2) 会費を納入すること。

### (会員の構成)

第6条 本協会は、個人会員及び団体会員をもって構成する。

2 団体会員は、グループ代表者を置くアンサンブル団体とする。

### (会費)

第7条 会費は細則において別に定める。

2 会費は1年を単位とし、会員名簿は毎年更新する。

## 第3章 役員

### (役員の選出)

第8条 本協会の役員は、本協会の全会員の中から選出し、総会で承認を得る。

(役員)

第9条 本協会に、次に示す役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長（会計担当） 1名
- (3) 理事（総務担当） 1名
- (4) 理事（涉外担当） 1名
- (5) 監事 1名

2 会長が認めるときは、前項に示した役員のほかに顧問を置くことができる。

3 役員の定年は75歳とし、任期中に定年を迎えた場合はその任期末まで役員を務めるものとする。また、顧問の定年は80歳とする。

(役員の選任及び職務)

第10条 会長は、総会において選出する。その方法については、選出規定して別に定める。

- 2 副会長及び理事、監事は、会長が指名し、任命する。
- 3 監事は他の役員と兼ねることはできない。
- 4 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行うとともに、本協会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 6 理事（総務担当）は、会報の発行や広報活動等を行う。
- 7 理事（涉外担当）は、他の会や団体等と、本協会を代表して交渉等を行う。
- 8 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本協会の会計状況を監査すること
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- 9 顧問は、本協会の運営等について助言することができる。
- 10 顧問は、会長が選任し、役員会において了承を得る。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 次期役員が選出されるまでは、前年の役員がその職を務める。
- 3 欠員補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 顧問は、会長が必要とする期間を任期とする。ただし、会長自身の任期を超えることはできない。

## 第4章 総会及び役員会

(総会)

第12条 総会は本協会の最高決議機関とする。

- 2 定期総会は、年に1回開催する。定期総会は書面で行うこともでき、その場合は議決も書面で行い、その結果は定期総会から1か月以内に会員に報告するものとする。
- 3 会長が必要と認めるときまたは会員の3分の1以上から開催要望があったときは、臨時総会を招集する。
- 4 総会においては、全会員数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立するものとする。書面総会の場合は、全会員数の過半数の返信をもって成立するものとする。

5 総会のは、副会長がこれを主宰するものとする。

(総会の議決)

第13条 また、出席した全会員が議決権を持ち、過半数の賛同を得て議を決することができる。

2 団体会員の総会における議決権は、1団体について1票とする。

3 賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(役員会)

第14条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会において審議することは以下の項目のいずれかとする。

- (1) 総会に諮る事項
- (2) 年間計画及び予算に関する事項
- (3) 諸事業の運営に関する事項
- (4) 協会の発展やギター文化の普及に関する事項
- (5) 会計決算に関する事項
- (6) その他会長が必要と認める事項

3 顧問は、役員会における議決に参加することができない。

## 第5章 会計

(事業計画及び予算)

第15条 本協会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会で承認を得る。

(事業報告及び決算)

第16条 本協会の事業報告及び決算は、副会長が事業に係る収支計算書を作成し、役員会を経て総会で承認を得る。

2 事業報告及び決算の承認は、次年度の総会とすることができます。

(会計年度)

第17条 本協会の会計は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第6章 顕彰

(顕彰対象者)

第18条 会長は、本協会に対して顕著な功績のあった会長や会員に対して、役員会の承認を得て名誉会長や名誉会員に推薦することができる。

(名誉会長)

第19条 名誉会長及び名誉会員は、総会において出席者の3分の2以上の賛同を得て就任することができる。

2 名誉会長及び名誉会員は、本協会の主催する諸事業に無料で招待される。

3 名誉会長及び名誉会員については、会費を無料とする。

## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第20条 この規約の変更及び本協会の解散にあたっては、役員会の審議を経た後、総会に出席した会員の過半数の議決を得なければならない。

2 別に定める本協会の細則及び会長等選出規定の変更については、役員会で審議し決する。決した内容は、速やかに全会員に周知しなければならない。

## 第8章 規約外の事態発生の処理

### (規約外の事態の発生)

第21条 この規約に該当しない事態が発生した場合には、その都度役員会で審議して処理する。

### 附則

1 本協会は、2019年1月1日を設立日とする。

2 この規約は、2019年1月1日から施行する。＊総会の期日、細則・選出規定についても同じ

3 2026年の役員は以下のとおりとする。

- ・会長 川瀬 寛 山県市大門912-51
- ・副会長（会計担当） 近藤 清志
- ・理事（総務・涉外担当） 野山 英人
- ・理事（総務・涉外担当） 千田 和明
- ・監事 服部 雅彦

\*\*\*\*\*

## 岐阜県クラシックギター協会 細則

- 1 総会は毎年原則として1月中に開催する。
- 2 個人会員の会費は、年間3,000円とする。
- 3 団体会員の会費は、人数の多少に関わらず1団体につき年間3,000円とする。
- 4 会費の納入期限は、原則として1月末日とする。
- 5 年度途中に入会した場合は入会時に会費を納入する。そのさいの割引きは行わない。
- 6 会費の途中返却はしない。
- 7 本協会が催す事業において会員特典のある場合は、その案内に明確に示す。
- 8 団体会員の特典は、原則として会員1名分とする。
- 9 入会時には、入会届を提出する。会員の個人情報は、会長及び役員会が管理する。
- 10 過去に本協会の名誉を著しく傷つけた者及び今後そのおそれが極めて高いと会長及び役員会が判断した者については、入会できない。
  - 11 休会時には、会長に休会届を提出する。会長は役員会に諮り、この届を認めるかどうかを決定し、本人に通知する。また、休会期間は一年度限りとし、年度をまたぐ場合は、その都度休会届を提出しなければならない。提出がない場合は、退会したものとみなす。
  - 12 退会時には、退会届を提出する。ただし、1年度中その年度の会費納入が滞った場合には、退会したものとみなす。
  - 13 本協会の名誉を著しく傷つけ、反省向上の見込みがないと会長及び役員会が判断した場合には、本人に通知したうえで、会員資格を取り消し、会員名簿から抹消する。その際会費は返却しない。
  - 14 名誉会長及び名誉会員の推薦基準は、おおむね次のとおりとする。
    - (1) 名誉会長 … 本協会の会長を3期以上務めた者
    - (2) 名誉会員 … 10年以上継続して本協会の会員であり、かつ本協会の役員を3期以上務めた者
  - 15 この細則は、2019年1月1日から施行する。

\*\*\*\*\*

## 岐阜県クラシックギター協会 会長等選出規定

- 1 会長の選出にあたっては、副会長の内 1 名が選出委員長、理事が選出委員となる。新たな副会長が任命される前であるため、前年の副会長がその任を果たす。
- 2 会長に立候補する者は、総会の 1 か月までに選出委員長にその意思を示さなくてはならない。
- 3 立候補した者は、本協会の運営方針等を、総会に出席した会員に対して簡潔に述べなくてはならない。
- 4 選出委員長を含む出席した全会員による投票を行い、最多数の票を獲得した者を会長とする。同数の場合は、前年度の会長がこれを決する。
- 5 前項の選挙において団体会員の投票権は、1 団体につき 1 票とする。
- 6 立候補者が 1 名のみの場合においても、以上と同様の手順で信任投票を行う。ただし、この場合の投票は、挙手または起立に換えることができる。
- 7 会長の立候補、演説、投票、開票は、総会の中において行う。
- 8 役員の指名及び任命についても、総会の中において行う。
- 9 会長に指名された者は、特別の事情がない限り善意をもってその職を引き受けなくてはならない。
- 10 この選出規定は、2019年1月1日から施行する。
- 11 2022年12月15日に、2項のうち「総会の 7 日前までに」を「総会の 1 か月までに」に改定した。